

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成 30 年 7 月 31 日	実施機関から諮問書を受理
平成 30 年 8 月 21 日	実施機関から弁明書を受理
平成 30 年 9 月 5 日	異議申立人から反論書を受理
平成 30 年 11 月 5 日	審査会 ・異議申立人による口頭意見陳述及び質疑 ・実施機関からの口頭説明書及び質疑 ・論点の整理(答申の検討)